

業務委託契約書（案）

1. 業務名

群馬県庁等中央監視・電気設備保全業務委託
2. 建築物の所在地

前橋市大手町一丁目 地内
3. 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から
令和 11 年 3 月 31 日まで
4. 契約金額

金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)
5. 契 約 保 証 金

免除

上記の業務について、発注者及び受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 〇月〇〇日

発注者 群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号
群馬県知事 山 本 一 太 印

受注者

印

群馬県庁等中央監視・電気設備保全業務契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、業務仕様書（特記仕様書（図面及び機器リストを含む。）、共通仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び業務仕様書を内容とする業務契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に履行するものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、口頭で行うことができるものとする。
- 4 受注者は、この契約書若しくは業務仕様書に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる時刻は、日本標準時とする。
- 8 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第29条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選定される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 発注者が、第7条に規定する監督員（施設管理担当者）を定めたときは、この契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類（業務関係者に関する措置請求、代金請求書を除く。）は、監督員を経由するものとする。
- 13 前項の書類は、監督員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。

(業務計画書)

- 第2条 受注者は、業務仕様書に従い、業務の実施に先立って業務計画書を作成し、発注者に提出し、その承諾を得なければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第4条 受注者は、業務の全部又は主体的部分（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。次項において同じ。）を一括して第三者に委任し又は請負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(特許権等の使用)

第5条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、発注者がその業務仕様又は工法を指定した場合において、業務仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(業務員に関する受注者の責任)

第6条 受注者は、業務の実施につき用いた業務員による業務上の行為については、一切の責任を負う。

2 受注者は、法令で資格の定めのある業務に従事させる受注者の業務員については、その氏名及び資格について発注者に通知し、その承諾を得なければならない。業務員を変更したときも同様とする。

受注者は、これら以外の業務員については、発注者の請求があるときは、その氏名を発注者に通知しなければならない。

(監督員)

第7条 発注者は、この契約の履行に関し発注者の指定する職員（以下「監督員」という。）を定めたときは、その氏名を受注者に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約の他の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を有する。

- 一 契約の履行についての受注者又は受注者の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
- 二 この契約の記載内容に関する受注者の確認又は質問に関する回答
- 三 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

(業務責任者)

第8条 受注者は、業務を実施するに当たって業務責任者を定め、その氏名を発注者に通知するものとする。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、請負代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

(業務関係者に関する措置請求)

第9条 発注者は、受注者が業務に着手した後に受注者の業務責任者又は業務員が業務の履行につき著しく不適當であると認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 受注者は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

4 発注者は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(業務の報告等)

第10条 受注者は、業務仕様書に従い、発注者に対して業務報告書を提出しなければならない。

2 発注者又は監督員は、前項の規定によるほか、必要と認めるときは、発注者に対して業務の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。

(控室等)

第11条 発注者は、業務の実施につき必要があると認める場合は、受注者に対して控室、仮眠室、資機材置場等（以下「控室等」という。）を提供するよう努めるものとする。

2 受注者は、発注者から控室等の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。また、受注者は、これらを発注者に返還すべきときは、これらを原状に回復しなければならない。

(関連作業等を行う場合)

第12条 発注者は、受注者の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ受注者に通知し、発注者と受注者とが協力して建築物の保全に当たるものとする。

(業務内容の変更)

第13条 発注者は、必要があるときは、業務内容の変更を受注者に通知して、業務内容を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(貸与品等)

第14条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、業務仕様書に定め

るところによる。

- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、業務仕様書に定めるところにより、業務の完了、業務仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第15条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

- 第16条 発注者は、特別の事由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
 - 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第17条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

- 第18条 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

- 第19条 受注者は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故の発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者と受注者とが協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく発注者に通知しなければならない。
 - 3 発注者又は監督員は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(損失負担)

- 第20条 受注者は、業務の実施について発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由によるときには、その限度において発注者の負担とする。
 - 3 受注者は、受注者の責めに帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責めを負わない。

(検査)

- 第21条 受注者は、毎月の業務が完了した都度、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、前項により業務完了の通知を受けたときは、その日から換算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
 - 3 前項の規定による検査の結果、不合格のものについては、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

(契約代金の支払)

第22条 受注者は、前条の検査に合格したときは、代金の支払を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の適正な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に代金を受注者に支払わなければならない。

(第三者による代理受領)

第23条 受注者は、発注者の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払をしなければならない。

3 発注者が受注者の提出する支払請求書に受注者の代理人として明記された者に契約代金の全部又は一部を支払ったときは、発注者はその責めを免れる。

(業務の履行責任)

第24条 第21条の規定による検査において通常発見し得ない不完全履行で、検査合格の日から1年以内に発見されたものについては、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第25条 受注者が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合は、変更後の契約金額）の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者を構成事業者とする事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号

の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（発注者の契約解除権）

第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

一 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 第3条又は第30条の規定に違反したとき。

三 前各号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

四 第28条に規定する事由によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

五 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定によりこの契約を解除された場合は、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

第27条 発注者は、業務が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。
- 3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の契約解除権)

第28条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 第13条の規定により業務の内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 発注者が第30条の規定に違反したとき。
- 三 発注者がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったとき。
- 2 第26条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。
- 3 発注者は、第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、これにより受注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

- 第29条 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第26条第2項の検査合格部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代金を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代金を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - 3 受注者は、この契約が解除された場合において、控室等に受注者が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合に

おいては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第30条 発注者及び受注者は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密（文書、口頭、電磁的記録 媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示された一切の情報）を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる受注者の使用人も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責めを免れない。

2 本条の規定は、本契約が終了した後も継続するものとする。

(遅延利息の徴収)

第31条 受注者の責めに帰すべき事由により、受注者がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定めた率の割合で算出した額の遅延利息の支払を受注者に請求することができる

2 発注者の責めに帰すべき事由により、発注者がこの契約に基づく第19条第2項の規定による契約代金又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、受注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定めた率の割合で算出した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第32条 受注者がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に前条の利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額を相殺し、なお不足があるときは追徴する。

(紛争の解決)

第33条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、発注者が定めたものに受注者が不服があるときその他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、発注者及び受注者は、協議上の調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者それぞれが負担する。

2 前項の規定に関かわらず、業務責任者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人若しくは受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の業務の執行に関する紛争については、第9条第2項及び第4項の規定により受

注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項及び第4項の期間が経過した後でなければ、発注者又は受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

- 3 発注者又は受注者は、第1項に規定する紛争解決の手続を経た後でなければ、同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができない。

（暴力団等による不当介入があった場合の届出義務）

第34条 受注者は、発注者との契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為（暴力団員等からの不当な要求行為）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく発注者への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第35条 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残出来形代金額（契約代金額から当該請求時の出来形部分に相応する契約代金額を控除した額をいう。以下次項において同じ。）と変動後残出来形代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残出来形代金額に相応する額をいう。以下次項において同じ。）との差額のうち変動前出来形代金額の1000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残出来形代金額及び変動後残出来形代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、契約代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を請求することができる。
- 7 発注者又は受注者は、前2項の規定による請求があったときは、変更対象代金額の100分の1を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 8 前項の場合において、変更対象代金額及び契約代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。
- 9 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受

注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(補則)

第36条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第37条 第22条中「代金」とあるのは、「各年度における契約金額の出来形予定額」と読み替えるものとし、各年度の出来形予定額は次のとおりとする。

令和8年度 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

令和9年度 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

令和10年度 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

- 2 各年度における代金の支払限度額は、前項出来形予定額と同額とする。
- 3 各年度において部分払いとして請求できる金額は別表のとおりとする。
- 4 発注者は予算の都合上その他の必要があるときは、第1項の出来形予定額及び第2項の支払限度額を変更することができる。